資料158-1

# 電気通信事業法等の一部を改正する法律について

平成28年3月総 務 省総合通信基盤局

### 改正電気通信事業法の概要

#### 改正の背景・概要

- 2014年12月の情報通信審議会答申\*等を踏まえ、**2015年5月22日に、「電気通信事業法等の一部を改** 正する法律」が公布。施行は、2016年5月21日を予定。
  - ※ 情報通信審議会答申: 2020年代に向けた情報通信政策の在り方(H26.12.28)、ドメイン名に関する情報通信政策の在り方(H26.12.18)
- 改正事項は、「 L 公正な競争の促進」、「 II 消費者保護」、「 III ドメイン名関係等」。

### <改正事項>

#### 公正な競争の促進

- 1. 電気通信事業の登録の更新制の導入
- 2. 移動通信分野における禁止行為規制の 緩和
- 3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入
- 4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の 充実

#### || 消費者保護

- 1. 説明義務の充実 (省令改正事項であり、法改正事項ではない)
- 2. 書面の交付義務の導入
- 3. 初期契約解除制度の導入
- 4. 勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止
- 5. 代理店指導措置の導入

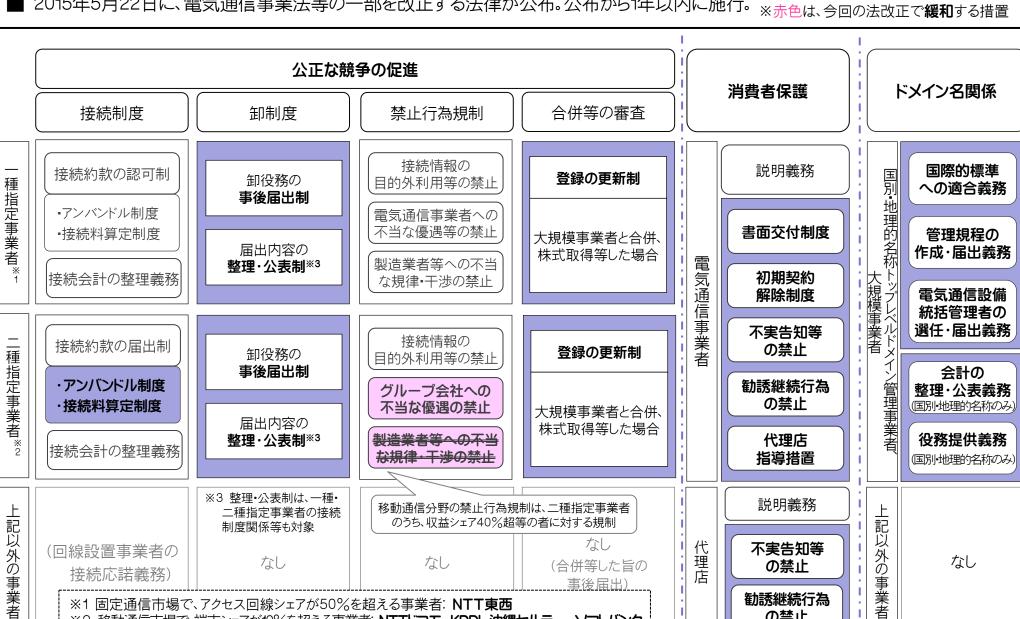
#### Ⅲ ドメイン名関係等

- 1.ドメイン名の名前解決サービスの信頼性 等の確保
- 2. その他

### 今回の説明事項

### (参考)電気通信事業法の改正の概要

※青色は、今回の法改正で追加する措置 2015年5月22日に、電気通信事業法等の一部を改正する法律が公布。公布から1年以内に施行。 ※赤色は、今回の法改正で緩和する措置



※1 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西

※2 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

勧誘継続行為

の禁止

1. 電気通信事業の登録の更新制の導入

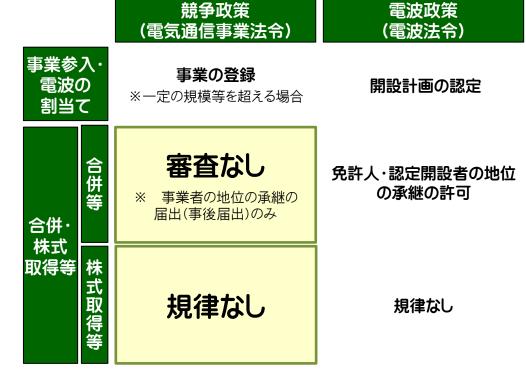
### グループ化の進展

- 回線設置事業者(設備競争事業者)は、**通信設備の高度化、**設備コストの削減による**料金の低廉化、ネットワークの**冗長化等による**信頼性向上などに重要な役割。複数事業者による競争**(設備競争)**の確保が重要**。
- 現在(改正前)の電気通信事業法では、合併等によるグループ化をチェックできない中で、回線設置事業者 のグループ化が進展し、実質的なプレーヤーが3グループ(NTT、KDDL、ソフトバンク)に集約・寡占化している状況。

#### ■国内通信業界の変遷

「昭和60年4月民党化」 [平成11年7月分割·再編] (·特殊会社) Щ [現 在] NTT(持株会社)\* NTT(特抹会社) N NTT東日本\* NTT東日本 NTT西日本\* NTT西日本 NTTコミュニケーションス NTTコミュニケーションス ◆平成11年10月合併 ◆平成15年12月世間深度 NTTグループ NTTFOR (平成17年10月合併) KDDIグループ 平成元年9月国内申継電話開始 ↑ (平成10年12月合併) ► KDDI 日本高速通信(TWJ) DDIホケット (平成14年8月 PHS事業) ↑ (平成7年7月 THS事業指 ▶ UGJEュニケーションス\* 日本移動通信(IDO) (平成18年6月 PHS事業廃止) (平成7年10月 PHS事業開始) (昭和63年アナログ自動車電話開始) ジャパン・ケーブルネット /本の17年12月間定者活事業場份 東京通信ネットワーク(TTNet) (平成25年4月に連結子会社化 ジュピターテレコム ボーダフォンHD 平成27年 (平成25年4月に連結子会社化 (平成15年12月社名変更) ア成18年10月計名変更 「平成18年10月計名変更 (平成15年10月社名変更) (出資) 日本テレコム 英ボーダフォン ソフトバンク 平成11年6月買収) ケーブル・アント・ワイヤレスIDC 国際デジタル通信(IDC) グループ (平成13年9月 DSL事業開始) BBテクノロジー (平成13年1月DSL事業開始) アッカ・ネットワークス (平成21年5月合併) 吸収合併)

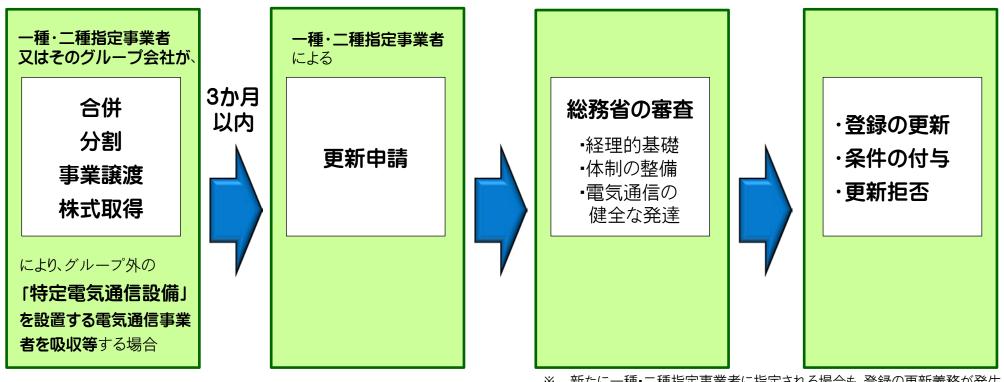
#### ■現行法上のグループ化に関する規律



### 電気通信事業の登録の更新制の導入

#### 法改正の概要

- 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者: NTT東西
- ※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク
- $\bigcirc$  更なる寡占化等をチェックするため、一種 $^{*1}$ ・二種指定事業者 $^{*2}$ 又はその特定関係法人(グループ会社)が、グルー プ外の大規模事業者(一種・二種指定事業者、特定電気通信設備を設置する者)と合併や株式取得等を行った場合、そ の一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付ける。



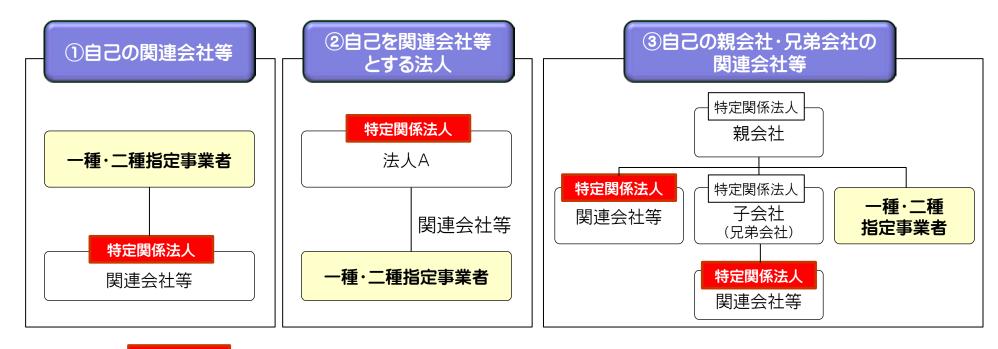
新たに一種・二種指定事業者に指定される場合も、登録の更新義務が発生

特定関係法人:電気通信事業者たる法人の子会社、親会社、兄弟会社又は政令で定める関係にある法人

## 特定関係法人・特定電気通信設備について

### (1) 特定関係法人の対象

- 法律では、特定関係法人(グループ会社)について、自己の「①親会社」「②子会社」「③兄弟会社」「④その他政令で定める特殊の関係にある法人」と規定。
  - 1) 特殊の関係にある法人 (電気通信事業法施行令第1条)
    - ①自己の「関連会社等」、②自己を「関連会社等」とする法人、③自己の親会社・兄弟会社の「関連会社等」を規定。



[凡例] 特定関係法人 :政令で「特殊の関係」があると規定されることにより、「特定関係法人」に該当することとなる者

特定関係法人 :法律の規定のみで「特定関係法人」に該当している者

### (2) 特定電気通信設備の指定基準と指定対象

1) 特定電気通信設備の指定基準 (施行規則第4条の3第1項、第4条の4第2項)

	閾値	地理的区域**	シェアの時点*
固定通信市場	アクセス回線シェア: <b>10%超</b>	都道府県単位	前年度末の数値
移動通信市場	端末シェア: <b>3%超</b>	業務区域	前々年度末と前年度末の平均値

<sup>※「</sup>地理的区域」、「シェアの時点」: 一種・二種指定制度における指定基準の場合と同じ

### 2) 特定電気通信設備の指定対象 (特定電気通信設備の指定告示)

固定通信

(7社)

都道府県名	指定対象	
愛知県	①中部テレコミュニケーション	
滋賀県	②ケイ•オプティコム	
京都府	②ケイ•オプティコム	
+7575	③ジェイコムウエスト	
大阪府	②ケイ•オプティコム	
C连归	②ケイ•オプティコム	
兵庫県	③ジェイコムウエスト	

都道府県名	指定対象
<b>大</b> 白旧	④近鉄ケーブルネットワーク
奈良県	②ケイ•オプティコム
和歌山県	②ケイ•オプティコム
徳島県	©STNet
香川県	(5)STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

(平成26年度末)

移動通信

ワイヤレスシティプランニング(WCP) (平成25年度末と平成26年度末の平均)

3) 指定及び指定の解除は告示で行い、「特定電気通信設備を設置する者」に対し、その旨を通知する。

2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

### 禁止行為規制の概要

○ **シェアが高く市場支配力を有する事業者 (市場支配的事業者)** に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を 阻害することがないよう、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止**する制度。

#### <対象事業者>

【固定通信市場】一種指定事業者:NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等※を勘案して指定されたもの: NTTドコモ

※ 収益シェアが25%を超える場合等

#### 禁止される行為

# 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

#### 【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た 他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて 社内の他部門や他社に提供すること



#### 特定の事業者に対する 不当に優先的・不利な取扱い

#### 【具体例】

特定の事業者のみと連携し、排他的な取引をすること



# 製造業者等への不当な規律・干渉

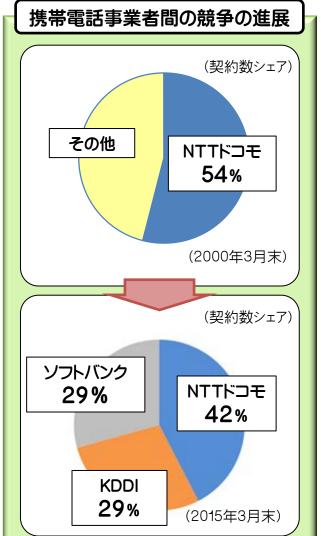
#### 【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



### 移動通信市場の環境変化

- 移動通信市場では、携帯電話事業者間の競争の進展や、周辺市場の環境変化により、**市場支配的事業者の** 影響力が低下。
- 他方、**様々な業種の企業との連携**を通じた新事業・新サービスの創出が期待。

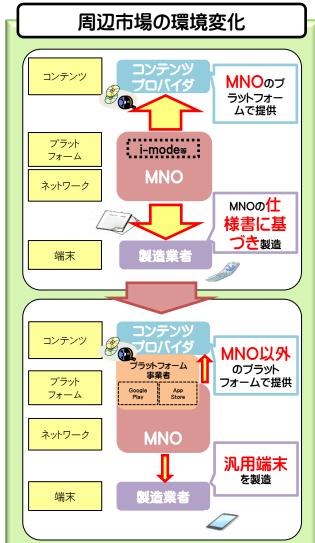


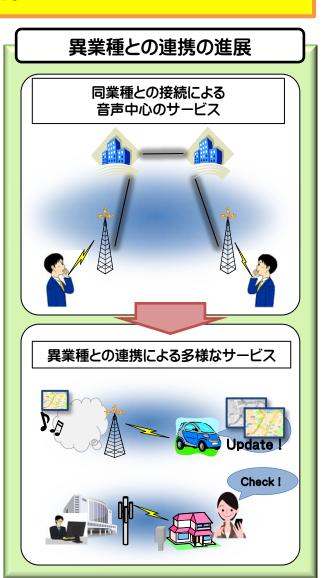
禁止行為規制制定※時

※2001年

現

在





### 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

#### 法改正の概要

- ※ [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
- ※ [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ
- 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者※(NTTドコモ)に対する禁止行為規制を緩和。

### <禁止行為の内容>

改正前

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する 不当に優先的·不利な取扱い 製造業者等への不当な規律・干渉

改正後

維持

総務大臣が指定する グループ内の事業者 (特定関係法人)に限定

棄 止

### 様々な業種の企業との連携による新事業・新サービスの創出









【ICT×物流業】

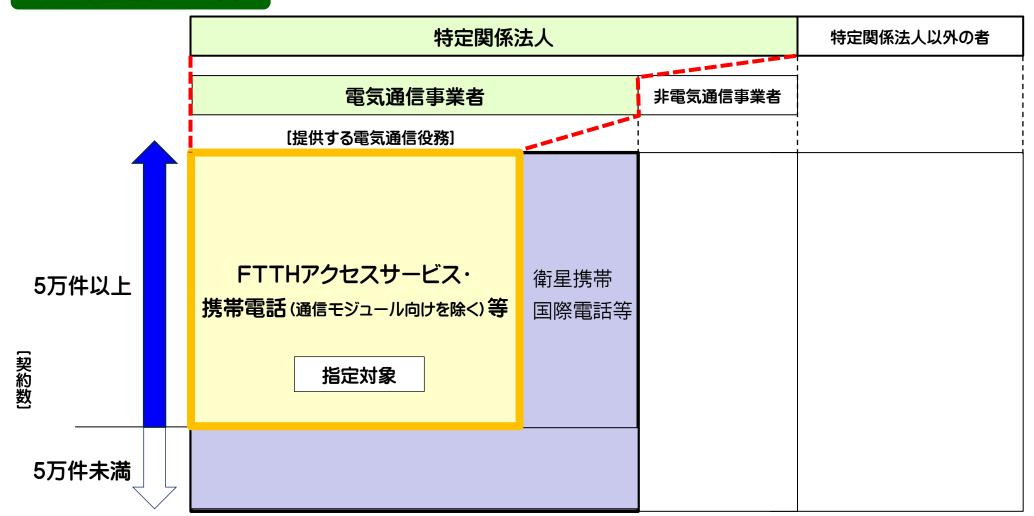
【ICT×医療】

【ICT×教育】

### 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の考え方(ガイドライン)

- 禁止行為指定ガイドラインにおいて、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人は、「FTTHアクセスサービスや携帯電話(通信モジュール向けを除く)等を提供する者であって、当該サービスの契約数が5万件以上の者」と規定。
- 具体的には、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTぷららなど、8社を指定する予定(パブコメ中)。

### 不当な優遇禁止の対象



### (参考)「通信モジュール向けに提供するサービス」の範囲について

- 「通信モジュール向けに提供するサービス」とは、音声サービス・データサービスの区分にかかわらず、「**特定の業務の 用に供する通信に用途が限定されているモジュール (通信モジュール) 向けに提供**する携帯電話、PHS又はBWA アクセスサービス」という。
- 現在提供されているサービスを例にして、通信モジュールか否かを分類すると、以下のとおり。

通信モジュール (例)	左記以外のもの(例)
■カーナビ(特定情報(地図等)のダウンロード等に用途が限定されているもの)	・携帯電話端末(フィーチャーフォン、スマートフォン)
•遠隔監視端末(重機/建機•商用車、自販機、家電等)	・タブレット
•位置情報端末	•モバイルルーター、USBモデム
■ホームセキュリティ用機器	・リストバンド型・眼鏡型情報端末(自由にインターネット等が可能なもの)
・ガス等警報装置	・カーナビ(自由にインターネット等が可能なもの)
•スマートメーター	・電子書籍端末(自由にインターネット等が可能なもの)
<b>・</b> デジタルサイネージ	■ゲーム機(自由にインターネット等が可能なもの)
■フォトフレーム	<ul><li>パソコン組込み型端末</li></ul>
-体組成計	
・リストバンド型・眼鏡型情報端末(健康管理等に用途が限定されているもの)	
・電子書籍端末(電子書籍の閲覧・ダウンロード等に用途が限定されているもの)	

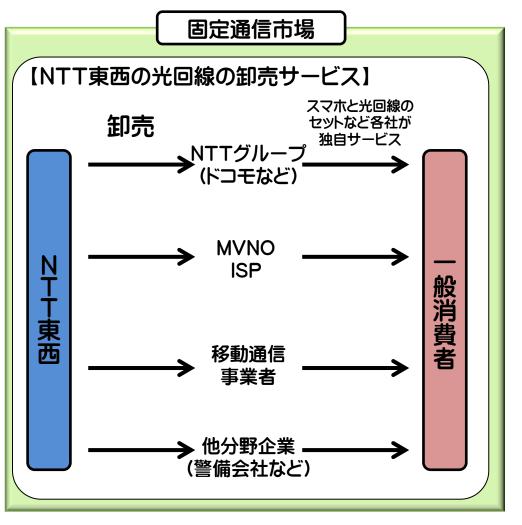
<sup>※</sup> 報告規則様式第11において、携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数の報告が義務付けられている。

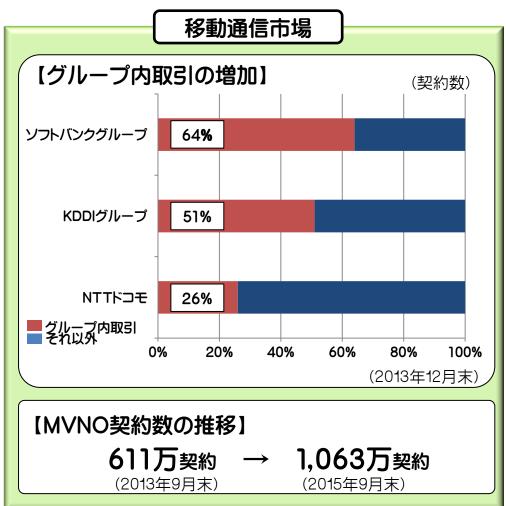
3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入

### 卸売サービスの本格化

- **固定通信市場**: NTT東西は、2015年2月から**光回線の卸売サービスの提供を開始**。
- 移動通信市場:MNO(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等)におけるグループ内の卸取引が増加。

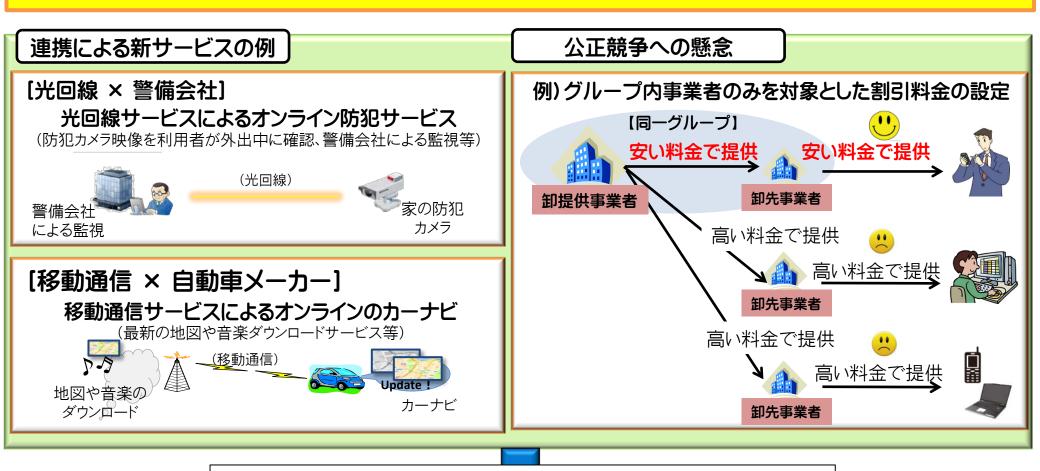
MVNOの参入・サービス提供が増加。





### 卸売サービスの本格化に伴う影響

- 光回線や携帯電話網の卸売サービスは、
  - ・ 多様な業種の企業との連携を通じた**新事業・新サービスの創出や、光回線の利用率等の向上**が期待。
  - 他方、大規模事業者が提供するものについては、公正競争環境を阻害する懸念。



「卸」には、「接続」と異なり、公正競争を図るための固有の規制がない

「卸」について、料金・提供条件の公平性、適正性、透明性を確保する仕組みが必要

### 卸電気通信役務の事後届出制等

#### 法改正の概要

- ※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者: NTT東西
- ※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク
- 卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、一種指定事業者\*1又は二種指定事業者\*2が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備。

#### 省令の主な規定事項

(施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

#### ①届出義務の対象となる卸先

一種指定事業者	二種指定事業者	
FTTHアクセスサービスに関する卸役務であって、以下のい	携帯電話又はBWAアクセスサーヒ"スに関する卸役務(通信モ	
ずれかの者に提供するもの	ジュール向けを除く)であって、以下のいずれかの者に提供するもの	
①特定関係法人(5万回線以上の卸先)	①特定関係法人(5万回線以上の卸先)	
②50万回線以上の卸先	②50万回線以上の卸先	
③移動通信事業者(MNO)		

#### ②届出事項

※一種・二種指定事業者が、届出・公表した卸約款により提供する卸役務については、届出は不要とする。

- 1) 卸役務の内容・料金
- 2) 卸役務に関連して、卸先に支払う金銭その他の財産
- 3) 他事業者・その利用者の権利・義務に重要な関係を有する卸役務と併せて行う業務の条件

# 4. 二種指定制度 (携帯電話網の接続ルール) の充実

### 移動通信市場の状況

### ネットワークや端末の高度化により、市場は拡大。競争事業者のシェアも拡大

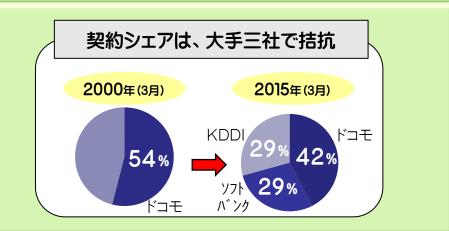
携帯電話等の契約数は、15年で2.5倍

2000年(3月)

2015年(3月)

約6,000万件→約1億5千万件

<2.5倍>



### 大手三社の寡占による料金の高止まり・横並び

※ 東京、ニューヨーク、ロンドン、 パリ、デュッセルドルフ、ストックホ ルム、ソウル (平成25年度電気通信サービスに 係る内外価格差調査(総務省))

### MNOは三大グループに収れん

アステル東京 -ツーカー3計 -

● NTTドコモ

ш

KDDI

- ウィルコム -
- WCP -

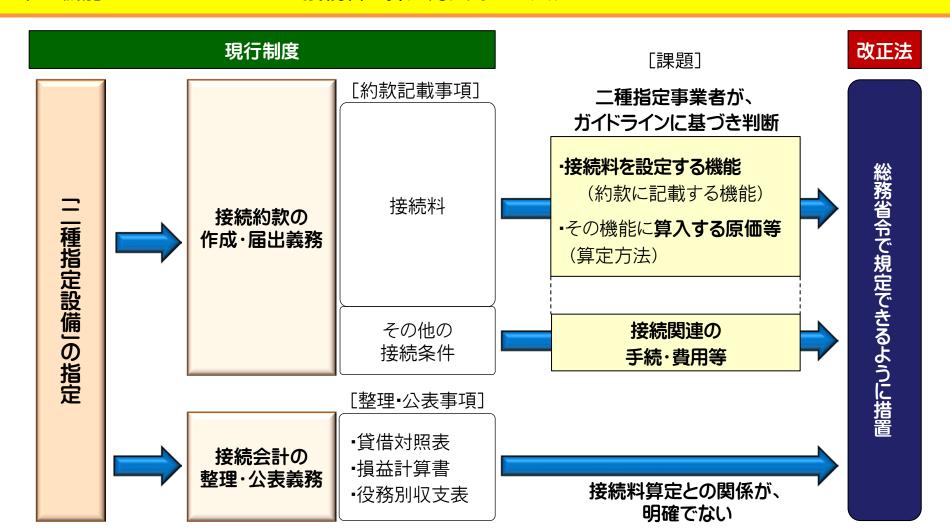
### 料金の高止まり・横並び

- スマホ料金の国際比較※
  - 一般ユーザ: 7都市中**4番目**に安い
  - ライトユーザ: 7都市中**6番目**に安い
- 大手三社の料金
  - 基本料(2,700円)、2GB(3,500円)など、横並び

### 二種指定制度 (携帯電話網の接続ルール) の充実

### 法改正の概要

- ※ 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク
- MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者※に関する接続制度(二種指定制度)について、アンバンドル機能(接続料を設定すべき機能)や接続料の算定方法等を制度化。



# 省令等の規定事項

### (1)アンバンドル機能等

省令等の規定事項	省令等の規定 (案)
1)アンバンドルの要件 (MVNOガイドライン)	二種指定事業者とMVNOとの間のサービス提供時期の同等性を確保するため、現行ガイドラインの「アンバンドルが望ましい機能の判断基準」のうち、「需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件を削除*し、以下のとおり規定する。     ①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること ②アンバンドルすることが技術的に可能であること ③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと ④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること ※ 二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意する旨も規定
2)アンバンドル機能等 (施行規則第23条の9の4、二 種接続料規則第4条)	<ul> <li>上記要件に基づき、アンバンドル機能として、以下の機能を規定する。</li> <li>①音声伝送交換機能</li> <li>機能 (L2)</li> <li>・標準的接続箇所として、音声伝送交換、データ伝送交換(L2)、SMS伝送交換に係る接続箇所を規定する。</li> </ul>
3)開放を促進すべき機能 (MVNOガイドライン)	<ul> <li>アンバンドル要件に該当しない機能でも、上記1)④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者から要望があり、②・③の要件を満たす可能性がある場合は、接続又は卸役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。</li> <li>具体的には、以下の機能を「開放を促進すべき機能」に位置付ける。</li> <li>①HLR/HSS* ②料金情報 提供機能 ③携帯電話の Eメール転送機能 着信機能 提供機能 提供機能 まるG/LTE網で、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベース</li> </ul>

### (2)接続料の算定方法

省令等の規定事項	省令等の規定 (案)
1)接続料の算定方法 (二種接続料規則第3条から	・ 原価及び利潤は、アンバンドル機能ごとに、接続会計で整理されたサービス別(音声・データ別)の費用・資産に基づき、算定する。
第16条まで(第4条を除く))	・利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するため、 <b>有利子負債以外の負債に対する利子率</b> (☞リスクフリーレートの過去3年間平均に)、 <b>自己資本利益率</b> (☞過去3年間平均に) <b>の算定方法</b> 等を規定する。
	・接続料(算定期間より前の会計実績等で算定したもの)を計算し変更したときは、原則として <b>算定期間の翌年度の</b> 期首まで遡り精算し、接続料の急激な変化が想定される場合に限り、算定期間の期首まで遡り精算する。
	· 二種接続料規則によらない方法で接続料を算定する場合は、総務大臣の承認を必要とする。
2)接続会計の見直し (二種接続会計規則第5条)	・接続会計において、 <b>サービス別</b> (音声・データ別) <b>の固定資産</b> (サービス別の固定資産帰属明細表) <b>を整理</b> する。
3)接続料の算定根拠の届出 (施行規則第23条の9の3)	・接続約款の届出時の添付書類として、接続料の算定根拠(サービス別の指定設備帰属明細表等)を 提出する。

### (3)接続を円滑に行うために必要な事項

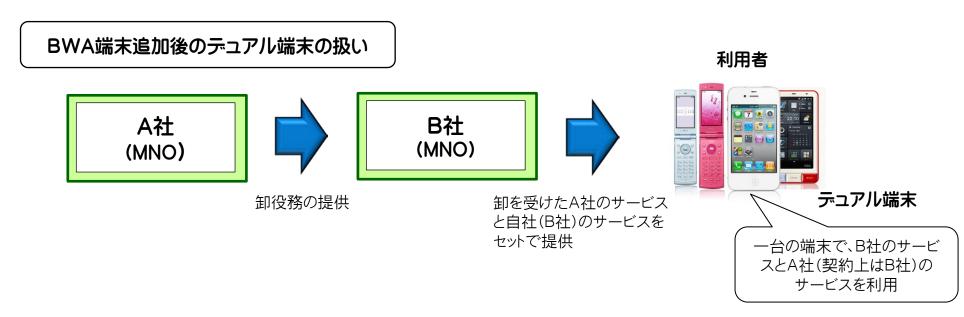
(施行規則第23条の9の5、二種情報開示告示)

- 1) 接続請求等を行う場合の手続(接続の請求に必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求をし回答を受ける手続等)
- 2) **回線管理運営費、工事費、網改造料**等に関する適正な原価に照らし公正妥当な金額
- 3) **業務システム**(端末回線の開通などの情報の管理等のシステム)・SIMカード・端末接続試験の提供・情報開示に関する手続、コロケーションに関する手続、電気通信事故等に係る情報開示に関する手続 等

### (4) その他

#### 1) 特定移動端末設備(二種指定設備)の範囲(施行規則第4条の4第1項)

・特定移動端末設備(シェア10%超で二種指定設備)の範囲に、BWA端末(WiMAX2+、AXGPに限る)を追加する(従来は、携帯電話端末のみ)。



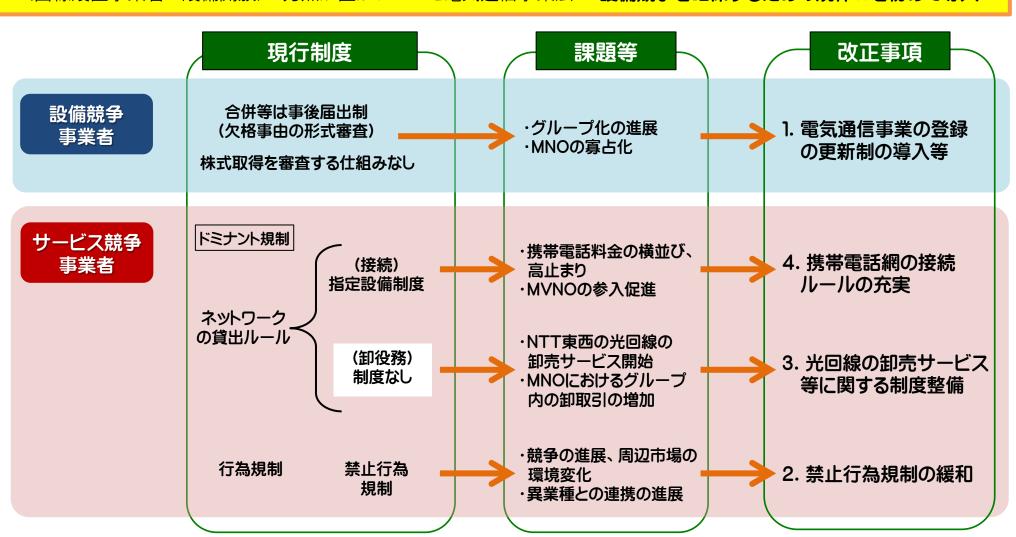
☞ 特定移動端末設備のシェアの算定上、デュアル端末1台は、A社の端末数1、B社の端末数1として算定

#### 2) 番号ポータビリティ手続の迅速化 (MVNOガイドライン)

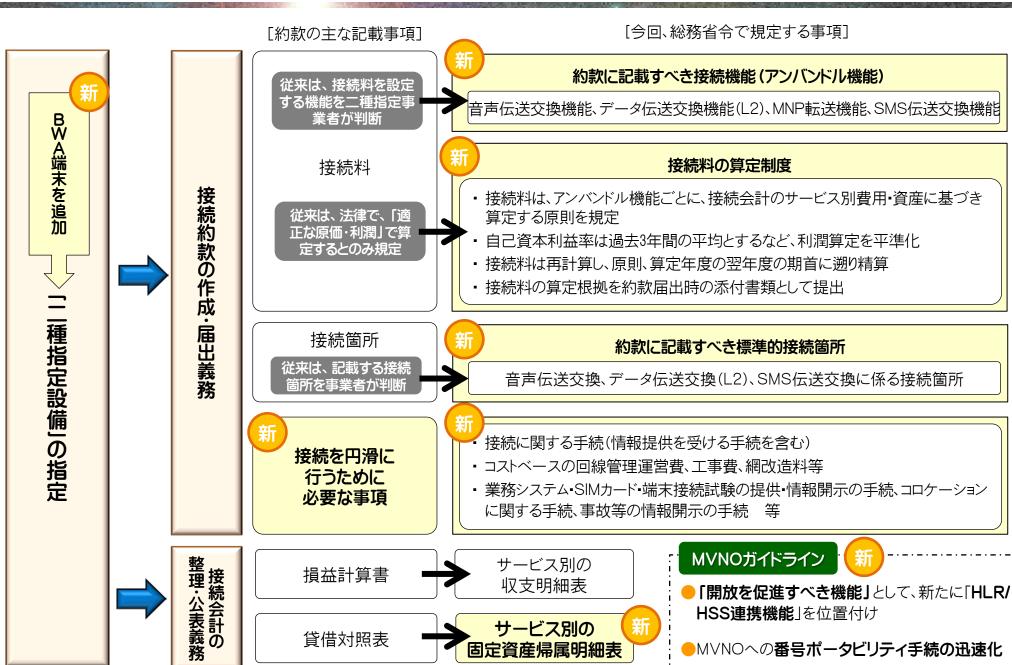
- MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線のどちらも利用できない期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなどを提供することが望ましい旨を記載する。
- ・店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、例えば、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくもよいように、MNOは、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなどを提供することが望ましい旨を記載する。

### (参考1)「電気通信事業の公正な競争の促進」に関する法改正事項

- 今回の改正では、**MVNOの参入促進の観点から二種指定制度を充実**し、MNO間の競争の進展を踏まえ**イノベーション促進の観点から禁止行為規制を緩和**。また、接続に加えてネットワークの利用形態としてその利用が本格化してきた卸役務に係る規律を導入。
- ○また、グループ化の進展を踏まえ、**グループ単位の競争に着目した規律を本格的に導入**(1~4)するとともに、サービス競争の促進 (回線設置事業者の設備開放)に力点が置かれていた電気通信事業法に、**設備競争を確保するための規律**(1)**を初めて導入**。



### (参考2)二種指定制度の見直しの概要



固定資產帰属明細表

●MVNOへの番号ポータビリティ手続の迅速化

貸借対照表

# (参考3) 資料中にある省令等の略称

	略称	省令等
*^	施行規則	改正後の電気通信事業法施行規則
	二種接続会計規則	改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則
省令	二種接続料規則	第二種指定電気通信設備接続料規則
	報告規則	改正後の電気通信事業報告規則
告示	特定電気通信設備の指定告示	電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロの電気通信設備を指定する件(固定) 電気通信事業法第12条の2第4項第2号ニの電気通信設備を指定する件(移動)
	二種情報開示告示	電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件
ガイドライン	禁止行為指定ガイドライン	改正後の電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方
	MVNOガイドライン	改正後のMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン